

条例の制定と一部改正

条例の制定

安心の地域医療へ 審議会を設置

●地域医療審議会設置条例の制定

町民が安心して暮らせる地域医療について審議する審議会を設置するためのもの。

可決(全員)

Q 宮地 葉子 議員

審議する内容について、町の医療体制に関することや、地域医療に関することとあるが、具体的な内容と、メンバー構成は、

A 青木 地域住民課長

内容は、町の医療体制については、民間の医療機関を含めて、当町の医療全般の体制を、どのように充実させていくかということを考えている。地域医療については、

条例の一部改正

医療費助成 18歳まで引上げ

●福祉医療費助成に関する条例の一部改正

医療費助成について、対象となる児童は、15歳に達する日以降の最初の3月末日までの者としていたが、現在の子ども施策等の社会情勢にかんがみ、その対象年齢を18歳に引上げるためのもの。

可決(全員)

Q 浅野 修一 議員

対象が18歳に達する日以降の最初の3月末日までの者とのことだが、児童福祉法では、児童とは満18歳未満の者であるが、この条文でいいのか。

A 佐田 健康福祉課長

町の施策として、18歳に達して以降3月末日までの日について、医療費を補助していく予定。

討論

賛成 宮地 葉子 議員



これは10年ほど前に実現した15歳(中学卒業)

業)まで子どもの医療費無料化について、18歳までに延長するものだ。多くの住民が望んでいたことで、これに上がったことは、住民にとって大変喜ばしいことだと思いい、賛成する。

消防団員に 機能別団員を追加

●消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正

常に地域防災の要として活躍している既存の消防団員とは別に、特定の活動、役割に参加し、消防団の活動を補完する役割をもった団員いわゆる機能別団員の制度を導入するためのもの。

可決(全員)

Q 濱村 美香 議員

条例に機能別団員なるものが設けられるが、その団員の対応の内容と、どのような方を想定しているのか。

また、日々の訓練の参加の有無や組織化、登録の方法等の内容は、

A 村越 情報防災課長

まず、機能別団員については、通常の火災や行方不明者の捜索などへの参加を想定している。入団については、通常



行政サービス充実 期し 環境政策室を 新設

●行政組織条例の一部改正

庁内全体の効率化を図りながら、行政サービスの更なる充実を目指し、適正に対応できるよう新たに環境政策室の設置と、所管する業務を変更するためのもの。

可決(全員)

Q 山本 久夫 議員

この新設は、町が取り組んでいる脱炭素などの関係か。あるいは、環境問題全般への対応として設置するのか。

A 西村 副町長

この改正は、まずは脱炭素を念頭に置いている。当町は、国より脱炭素先行地域に選ばれたこともあり、大きな予算を執行していく。これへの対応と、町内の環境全般についてしっかりとやっていくことを目的に専門部署として設置するもの。